

新政会だより

NO. 2

ご挨拶

市民の皆様には、日頃よりわが新政会の活動にご理解を賜りまして、心よりお礼申し上げます。

新糸魚川市誕生後、1年と5ヶ月近くが経過しました。私たち新政会は、糸魚川市の将来を真剣に考え、活発に活動しています。

市民の皆様よりのご意見を真剣に捉え、研鑽を重ねながらの会派活動・議会活動を新政会の基本としています。

本年度に入り数回にわたる会派会議、2度の勉強会、1度の視察研修を行ってまいります。

○会派会議

各定例会の前には、上程された議案の内容、各議員が予定している一般質問の内容などについて打合せを行います。

終了後は反省会を行い、次の定例会までの間の課題を整理し、政策勉強会等の予定を立てます。

○政策勉強会

①介護保険・健康保険制度の改定に伴い、市担当幹部より説明を受けての勉強会を開催しました。

②「障害者自立支援法」について、市内の施設・作業所を視察し、その後机上で市担当幹部より説明を受けて研修を行いました。

○視察研修

埼玉県志木市

「行政改革」について

千葉県佐倉市

「健康づくり」について

今回の「新政会だより」では、以上の活動状況報告を主にお知らせいたします。最後までお読みいただければ幸いです。

新政会

■基本理念

友愛・公平・公正・効率を旨とする
■スタンス
保守・中道路線

米田市政を是々非々で支える

政策勉強会

●介護保険・医療保険制度改定について

◇介護保険改正の主なポイント

- ① 要介護状態が軽度（要支援1、2）の高齢者は介護予防サービスを利用できます。
- ② 市が運営主体となって設置した「地域包括支援センター」は高齢者の状態に応じた介護予防ケアプランを作成したり、各種相談に応じます。

◇医療保険改正の主なポイント

（平成18年10月から）

- ① 現役並みの所得がある高齢者の患者負担が2割から3割となります。
- ② 療養病床の高齢者の食費・居住費負担が増加となります。
- ③ 平成20年4月から）
- ① 乳幼児の患者負担軽減（2割）として3才未満から就学前に拡大されます。
- ② 70才〜75才の高齢者の負担が1割から2割となります。
- ③ 新たな高齢者医療制度（75才以上）が創設されます。

少子高齢化の進展と、財政の悪化から国の制度改革が相次いでいます。一方、市民の心と体の健康づくりは、当市にとっても大切な施策であり、市民が3励行（運動・食事・歯磨き）と3予防（閉じこもり・認知症・うつ）に心掛けることが益々重要と改めて認識しました。

市庁舎で政策勉強会



青空工房(能生地域)の皆さんと



●障害者自立支援法について

◇なぜ障害者自立支援法の制定（制度改定）？

・制度上の課題（縦割りサービス、自治体間の格差、財源難等）を解決するとともに障害のある人々が利用できるサービスを充実し一層の推進を図るため。

◇ポイントは？

- ① 仕組みの一元化（3障害）と施設・事業を再編
- ② 身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供。
- ③ 所得に応じた負担と国・地方自治体の費用負担をルール化し財源の確保。
- ④ 就労支援を抜本的に強化。
- ⑤ 支給決定の仕組みを透明化、明確化。

◇問題は？

・障害者の自立を求める制度であり、障害程度によって生活基盤が現状の施設から家庭や地域に移行される。
・支援の主体が国から自治体に移り、自治体の支援度合いによっては障害者の負担が増え、事業運営費の負担増加や指導者の処遇低下が懸念される。

多くの問題を抱えてスタートした制度です。現状より少しでも改善されるシステム作りを行政に提言していきます。

視察・研修

●「行政改革」について 埼玉県志木市

志木市は「行政改革」の先進地として、前市長穂坂邦夫氏が強力に行政改革を推進したことで有名で、その流れは新市長になっても続いています。

志木市では、平成18年の予算編成の試算をしたところ、財源不足が生じ財政再建団体に陥る可能性が判明、**財政非常事態を宣言**しました。

行政改革計画を策定中の糸魚川市に参考になる徹底した行政改革推進の取り組みと、その思想・施策を研修して来ました。

◇行財政再生プラン推進実行計画

職員削減・公共施設の適正配置・約2千事業の事務事業の見直し等を、4年計画で年度毎に効果・数値目標を定め実施する。

◇志木市市民協働運営会議

公募による市民・識見者・地縁団体代表・市民団体代表20名程度を市長が委嘱。**市民との協働によるまちづくり**に向けて、安定した市政の運営に必要調査・研究等を行う行政再生プラン推進本部へ提言を行う。

志木市では、行政任せではなく、**市民と協働**して運営する安定した市民主体の自治を目指しており、糸魚川市と同規模の自治体であることから、当市での市民への情報開示の強化や市民と行政が協働しての課題への取り組みが必要と感じました

行政改革の説明を聞く



志木市市役所にて

健康づくりゲーム研修



佐倉市健康保健センター

●「健康づくり」について 千葉県佐倉市

佐倉市健康増進推進計画「健康さくら21」は、市民と行政・関係機関や団体が協働して「**市民が主役**」を基本理念とした具体的な取り組みを推進している先進地です。「健康いといがわ21」策定中の糸魚川市として必要な研修をしてきました。

計画の策定にあたり、平成14年度に市民意識調査を実施、「健康さくら21策定委員会」で市民の声を反映した行動計画書を平成16年3月に策定し、活発に活動を推進しています。

その計画内容は、大変分かり易く、市民皆が**自分の目標に沿って取り組み、市全体の改善数字目標も設定**しています。

◇健康寿命の延伸への取り組みの中で

「**楽しくからだを動かして、いつまでもはつらつとしてすごしたい**」現状値%↓目標値%へ

○市民自らの取り組み

- ・日常生活の中で意識して身体を動かす
- ・楽しみながら運動を継続します
- ・年齢を重ねても体力を維持します
- 市民を支える取り組み
- ・運動を継続できるよう支援します
- ・高齢者の身体づくり、仲間づくりを支援します
- ・安心して外出できる環境を整備します

など、大いに参考になり、今後の糸魚川市での健康づくりへ提言し、活かしていきたいと思えます。

一般質問

「新議会」の5議員は、全ての定例議会です。議員揃って一般質問を行ってきました。

糸魚川市議会には多くの会派がありますが、**欠かさず全員が一般質問を行っているのは「新議会」**だけです。(二人会派は除く)

冒頭に述べましたように、各定例議会の前に会派会議を開催し、それぞれの質問内容について話し合い、アドバイスを含めて意見交換を行っています。

「一般質問」は、議案に関係なく市の行政全般についての政策論議であり、市長以下執行機関の考えを問いただしたり提案を行うもので、議員活動の中でも重要な役割を果たす場であり、市民の付託を受けた議員として、その重要な職責を果たすためには欠かすことの出来ない場面です。

「一般質問」の概要

糸魚川市議会では「**一問一答方式**」を採用しています。

- ①議長に一般質問の内容を記載した「質問通告書」を提出し、発言の許可を求めます。
- ②予め、執行機関には「質問通告書」が配布され、答弁が用意されます。

「質問通告書」の提出順に(同時の場合は、くじ引き)一般質問が行われます。

- ③議員は登壇し、「質問通告書」の内容に従って一回目の質問を行います。終了後、議員は質問席に移動します。
- ④市長が予め通告した質問内容に従って答弁を行います。
- ⑤議員が答弁の内容を受けて再質問を行います。持ち時間は、議員の発言時間だけで30分間です。
- ⑥市長(部長、課長)が答弁を行います。

※再質問は時間内であれば何回でも繰り返すことができます。

このような場面で、議員が市長の施政方針を問い、提案し、要望することは重要な仕事であり、議会での発言は公式発言となります。

具体的な一般質問内容は議会広報、より詳しい内容は「会議録」に一言一句記録されていて、図書館などでご覧頂けます。

「新議会」は、今後も勉強を重ねながら充実した一般質問と議会活動を心掛けます。

編集後記

長い梅雨も明け、ようやく夏らしい日が訪れましたが、長雨の影響が心配な年となってしまいました。農業、観光に大きな影響が出なければと願う毎日です。

「○○殺すに刃物はいらぬ・・・」という言葉は多くの業種に当てはまります。自然の力は大きく、とても人間がコントロールできないからこそ、環境に配慮した生活を送らなければなりません。

実は糸魚川市は自然エネルギー取り組みへの支援に大きく力を入れています。太陽光発電1KW当り10万円/最高40万円の補助は近辺の市町村では突出しています。

お隣の上越市は1KW当り3万円、柏崎市では廃止されたと聞きます。

つい最近までは、20年経たないと元が取れないと言われていましたが、現在は建設費を15年返済する返済費を入れても、光熱費+返済費で現在の光熱費より安くなる実証されているようです。自然保護+経済Ⅱ一挙両得ですね。



新議会

- | | |
|---------|------|
| 会長 | 畑野久一 |
| 副会長 | 野本信行 |
| 幹事長 | 斉藤伸一 |
| 広報委員長 | 伊藤文博 |
| 会計・広報委員 | 平野久樹 |